## 第3期岡山県医療費適正化計画 PDCA管理様式

## 1. 目標に関する評価

- (1) 県民の健康の保持の推進に関する目標
- ① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2015 年度	実	実績		第3期計画期間						
2013 平度 (H27) (計画の足下値)	2016 年度 (H28)	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30)	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5) (目標値)		
44.8%	46.1%	48.1%								
目標達成に必要な数値	_	_	_	_	_	_	_	70%以上		

#### ② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2015 年度	実	実績		第3期計画期間					
2015 年度 (H27) (計画の足下値)	2016 年度 (H28)	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30)	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5) (目標値)	
18.5%	20.3%	21.2%							
目標達成に必要な数値	_	ı	_	_	I	_	_	45%以上	

#### ③ 特定保健指導対象者(メタボリックシンドロームの該当者及び予備群)の減少率に関する数値目標

2015 年度	実	績			第3期記			
2013 中没 (H27)	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
(計画の足下値)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5) (目標値)
17.4%	16.7%	15.4%						
目標達成に必要な数値	-	_	_	_	_	_	_	25.0%以上 の減少

#### 【取組】

#### ○普及啓発

- ・県広報紙等による情報発信
- ・愛育委員、栄養委員と協働した訪問による受診勧奨
- ・関係団体と連携し、効果的な普及啓発の実施
- ○保険者への支援

#### 2018 年度の

取組・課題

- ・保険事業等について、取り組みやデータを把握し、円滑な実施を支援
- ・ハイリスク者への積極的支援方法の検討
- ・がん検診と特定健診の同時実施が可能な医療機関リストの作成
- ・KDB システム活用による医療費分析、評価
- ・保健所による市町村への後方支援を強化し、地域の健康課題から特定健診、保健指導の受診率向上について 具体的な取組を支援

#### ○人材育成研修

- ・特定健診、保健指導やデータヘルスに関する研修会の開催
- ・保険者協議会等と連携し、人材育成研修の実施

## ・KDB システム医療費分析に基づく研修会の実施 ○関係機関等との連携 ・現状や課題を共有し、保健事業を共同で実施できるよう地域・職域保健連携推進協議会を各保健所で開催 【課題】 ・岡山県の特定健診の受診率は、第 1 次計画時点から低い傾向にある。国民生活基礎調査(H28 年度結果)に おいて、健診等を受けなかった理由として最も多い回答は「心配な時はいつでも医療機関を受診できるから」、 次いで「時間が取れなかった」であり、健診の意義や必要性が正しく理解されていないことや他の疾病で医療 機関に通院中であることが、受診率の低い要因であると考えられる。県民が健診の意義を実感し、積極的な受 診に結び付くよう、そして健康指導を必要とする人が確実に特定健康指導を受け、必要な生活習慣の改善や医 療機関の受診等を行うよう各医療保険者の更なる取り組みが必要である。 ・また、特定健康診査受診者のうち、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍該当者の割合にも大きな変動 はなく、引き続きメタボの概念とその予防、悪化防止の普及啓発を行い、該当者の早期発見、生活習慣の改善 に向けた取り組みを維持する必要がある。 【取組・効果】 ・ソーシャルマーケティングやナッジ理論を活用した特定健診・がん検診の受診率向上に関する研修会の開催 (R 元年度から実施) 次年度以降の 【今後の方針】 改善について ・保険者への支援として、健診未受診者の医療機関における検査データを保険者に提供できる体制づくりを国保 連合会と協働し検討中である。この取り組みの実施により、保険者、市町村等の特定健康診査・保健指導をは

※資料:厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」

じめとした保健事業等の円滑な実施を推進する。

特定保健指導対象者の減少率 (H28,H29)は、厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」を基に、厚生労働省提供ツールにより算出(推計値)

【保健福祉部健康推進課】

## ④ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標(糖尿病の重症化予防の推進)

目標	糖尿病性腎症に	よる年間新規透析	折導入数の減少					
2015 年度	実績		第3期計画期間					
(H27)	2017年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
(計画の足下値)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	
224人	252 人	242 人						
2018 年度の 取組・課題	連携体制検討 けられるよう ・平成 24 年度 「岡山県神原 くりなどの ・平成 30 年 3 療中への移行 【課題】 ・糖尿病性腎症	症の予防対策 けた普及啓発や男けた普及を平成 20、全県的な療連携を 病医療機能を展開した。 月して、保険者のの には、保険者のの には、保険のでは、 には、は、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	)年度に設置し、 連携体制の構築を 本制のさらなるが 事業」を委託し、 生腎症重症化予算 う受診勧奨、保健 」を策定し、県 の原因疾患の第	思者が疾病の を推進している 推進や医療従事者向 防プログラム( は指導を行ううこ とは、民の健康増進されてある。	進行等に応じた。 者の技能の向」 けの研修会の関 重症化するリス とにより適切に と医療費の適正	引むとともに、「岡 ご質の高い医療を 上などを目的に、 昇催や、医科歯科 スクの高い医療機 こ治療におびつけ 化を促した。 であり、治療につ	身近な環境で受 岡山大学病院に 連携の仕組みづ 関未受診者・治 、腎不全、人工	

# 次年度以降の 改善について

#### 【取組・効果】

- 新規透析導入患者の原疾患に占める糖尿病性腎症の割合は、全国と比較して低い水準で推移している。【今後の方針】
- ・診療を行うかかりつけ医と専門治療医療機関のお互いのメリットを生かした連携診療により、県医師会、県 歯科医師会、岡山大学病院等と協力し、医療連携を進める。
- ・保険者が糖尿病等の重症化予防の取組を進められるよう、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを推進するための研修会等を開催する。

※資料:患者調査票による集計

【保健福祉部健康推進課】

#### ⑤ たばこ対策に関する目標

成人の喫煙率								
2016 年度		第3期計画期間						
(H28)	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度		
(計画の足下値)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)		
16.7%	14.2%	15.1%						
目標	_	_	_	_	12.0%	_		

禁煙・完全分煙実	[施施設認定数						
2016 年度	実績		第3期計画期間				
(H28)	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
(計画の足下値)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)
2, 606件	2, 719件	2, 739件					
目標	_	_	_	_	_	3,000 件	ı

	○禁煙を希望する者への支援
	・電話禁煙相談窓口(たばこクイットライン)を継続実施
	○たばこの害の普及啓発
	○受動喫煙防止対策の推進
	○若者、妊産婦へのたばこ対策
	・世界禁煙デー及び禁煙週間に、岡山県禁煙問題協議会や愛育委員など関係団体と連携し、たばこの害の街頭 啓発活動等を実施
	・たばこの害の普及啓発のため、啓発パンフレットを学校等へ配付するとともに、企業や学校等へ講師等を派 遣
2018 年度の	  ・子どもたちによる「たばこと健康」についての研究発表を行うたばこフリーキッズ事業を実施
取組・課題	・喫煙可能年齢となる大学生を対象にたばこや受動喫煙の害を伝え、喫煙防止を推進
	・愛育委員・栄養委員を活用し、きめ細かい普及啓発を実施し、未成年者の喫煙防止や家庭での受動喫煙防止 等を推進
	・平成30年7月、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、一定の場所を除き喫煙を禁止することを趣旨として、健康増進法が改正された。(令和2年4月1日全面施行)同法の円滑な施行に向け、概要をわかりやすくまとめたリーフレットを作成・配布・禁煙・完全分煙施設認定制度を啓発し、禁煙・完全分煙施設の増加に努めた。
	・改正健康増進法に基づく受動喫煙対策については、制度の詳細が平成 31 年 2 月に定められており、県民や事業者への周知が十分とはいえない。
	【取組・効果】
	・令和2年4月に全面施行される改正健康増進法の円滑な施行を図るため、啓発資材の作成・配布など周知に
次年度以降の	努めるとともに、事業者等を対象にした説明会を開催
改善について	・禁煙・完全分煙実施施設認定制度を、敷地内全面禁煙実施施設認定制度に改め、改正健康増進法より一層進
	んだ受動喫煙を防止する環境づくりを推進した。また、チラシ・ポスター等を作成し、新制度の周知・啓発 に努めた。

・本県独自の取組として、改正健康増進法の特例措置により、店内全部を喫煙可能室とすることが認められている既存の小規模飲食店に対し、店内全部を喫煙可能室としない努力義務を定めた岡山県受動喫煙防止条例 を制定した。

#### 【今後の方針】

- ・改正健康増進法について、県民や事業者への周知が十分とはいえないことから、その内容について理解が進むよう、引き続き周知啓発を行う。
- ・改正健康増進法と併せ、岡山県受動喫煙防止条例の周知を図るとともに、受動喫煙のない環境整備や禁煙表 示の促進を図る。

※資料:岡山県健康推進課「県民健康調査」

岡山県「県民満足度調査」・・・・成人の喫煙率(実績)。なお、R1から集計方法に変更あり

【保健福祉部健康推進課】

## (2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

## ① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2016 左座	実績			第3期計画	<b>画期間</b>		
2016 年度 (H28) (計画の足下値)	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30)	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5) (目標値)
70.9% (H29年3月)	72.2%	77.8%					
目標達成に 必要な数値	_	-	-	80.0%	_	-	-
2018 年度の 取組・課題	<ul><li>・医療関係者並る</li><li>し、第1回協議</li><li>・協議会事業としずるアンケー</li><li>【課題】</li><li>・平成21年に</li></ul>	品質確保対策 採用品目リストの びに学識経験者・ 議会を実施 して、岡山県におり	消費者等を構成 ける後発医薬品/ 	への意識や使用  後発医薬品に対	実態の課題を持  して積極的な	巴握するため、  医療機関や薬局	後発医薬品に対

	・その一方で、後発医薬品に対して積極的でない理由については、後発医薬品の品質や効果に対するものが引
	き続き多い状況であった。
	【取組・効果】
	・保険者協議会と連携し、医療機関への訪問を行い、後発医薬品使用の働きかけを実施するなど、使用促進を
	図っている。
	・国が実施する後発医薬品の品質検査に協力するとともに、県においても品質確保のための監視、検査等を行
	っている。
	・第2回協議会を実施し、アンケート調査結果を踏まえ、令和元年度の事業として次のような取り組みを実施
	している。
次年度以降の	①公的医療機関後発医薬品採用品目リストの更新
改善について	令和元年度中の公表を予定
	②後発医薬品の工場見学、意見交換会
	令和元年11月1日、東和薬品株式会社岡山工場で実施
	③情報提供、普及啓発
	ラジオ、データ放送、広報誌、業界関係紙などで広く周知を行うとともに、各種イベントや講演会で県
	民に対して普及啓発を行っている。
	【今後の方針】
	・2020年9月までに後発医薬品の使用割合を80%とする目標達成に向け、一層の取組を実施する。

※資料:厚生労働省「調剤医療費の動向調査」・・・後発医薬品の使用割合(実績)の値は、年平均

【保健福祉部医薬安全課】

- ② 医薬品の適正使用の推進に関する目標(重複投薬の是正)
- ③ 医薬品の適正使用の推進に関する目標(複数種類の医薬品の投与の適正化)

複数の医療機関か	ら同一成分の薬剤	を投与された患者を	を削減				
2013 年度		第3期計画期間					
(H25)	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
(計画の足下値)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	
24,040 人	22.642.1						
(H25.10)	23,642 人						
65 歳以上で117	削以上を投与されて	こいる患者数 (注1)					
2013 年度			第3期記	十画期間			
(H25)	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
(計画の足下値)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	
74,545 人							
(H25.10)	56,019人						
(注2)							

<sup>(</sup>注1)目標は「5種類以内の処方を推奨」としているが、一律に処方を減らすことが適切でない場合もあることから、医療費適正化の効果の算定は「65歳以上、11剤 以上の削減」による。

(注2) 65 歳以上で10 剤以上を投与されている患者数(当時のデータ区分による)

	【取組・効果】
	・対策チームの設置及び医療ネットワークの構築に向けて、医師会、薬剤師会、保険者との意見交換会を開催
2018 年度の	して課題の抽出を行った。
取組・課題	・県民の薬の適正使用に対する意識を高めるため、地元新聞の折込情報紙へお薬手帳や残薬の問題、薬の正し
	い使い方等に関する広告を掲載した。
	・国保における多剤・重複投薬対策等への取組状況を把握するため、県内市町村の国保担当者を対象にアンケ

## ート調査を実施した。 ・国保及び後期高齢者医療に関して、県の指導監督及び医療給付専門指導員による実地指導等の際にレセプト 点検の状況等を確認するとともに、併せて、重複受診者や多受診者の把握、訪問調査等の対応などについて も助言を行った。なお、国保・後期保険者における点検等の取組に対しては、県調整交付金による支援や県 独自の助成を行っている。 【課題】 ・関係機関や多職種間の連携に向けた課題が明らかになったことから、それらの課題を解決するための実効性 のある取組を検討していく必要がある。 ・医薬品の適正使用に当たっては県民の意識改善も必要であることから、より効果的な啓発方法を検討してい く必要がある。 ・各保険者の職員等、レセプト点検員のスキルが点検効果の差にもつながることから、点検水準のさらなる底 上げを図る必要がある。なお、患者調査等の取組が十分でない保険者もあり、引き続き指導が必要であるが、 重複受診者等については、必要な治療が阻害されないよう一律な受診抑制の働きかけは控える必要もあり、 保健師等を活用した適切な訪問調査・指導などについても助言していく必要がある。 【取組・効果】 ・レセプトの審査、点検の充実強化等により、適正な診療報酬の請求を促すとともに、重複受診者等に対する 訪問調査の実施等により、適正受診に向けた取組が図られている。 ・患者に専用の袋を配布し、自宅にある残薬を薬局へ持ってきてもらい、薬剤師が残薬整理を実施する「ブラウ ンバッグ運動」の実証実験を津山、鏡野地域で実施した。 次年度以降の ※ブラウンバッグ運動 1990 年代にアメリカで茶色のバッグが使用されたことに由来する、薬局による残薬管理の取組 改善について 【今後の方針】 ・ブラウンバッグ運動実証実験の事業効果について検証を行い、関係機関と共有する。 ・動画を収録したDVDを作成し、医療関係者や県民等に貸し出すことで、さらなる普及を図る。 ・引き続き各保険者等への実地指導や研修等を実施し、レセプト点検の充実及び重複受診者の把握等に向けた

積極的な取組を促す。

## ④ その他の医療の効率的な提供の推進に係る目標

項目	地域医療構想に基づく病院の機能分化(在宅医療等の推進)
2018 年度の 取組・課題	<ul> <li>【取組】</li> <li>・地域医療構想調整会議を各医療圏で計20回開催し、関係者で協議を行った。各医療機関の担うべき役割や病床数等について協議を行い、医療機能の分化・連携を検討した。</li> <li>・また、在宅医療の推進については、医療・介護関係者を対象とした研修会を開催し、患者の意思を尊重した医療等を実践できる人材の育成を図った。さらに、脳卒中、心筋梗塞をはじめとする地域連携クリティカルパスの普及を図った。</li> <li>・「おかやま医療情報ネット」により、インターネットを通じて情報提供を行うため、医療機関に対し定期的な報告を求め、情報を更新した。</li> <li>・県及び各地域の医療構想調整会議において、病床機能報告のデータを提供した。</li> <li>【課題】</li> </ul>
次年度以降の改善について	<ul> <li>【取組・効果】</li> <li>・病床機能報告における回復期について、2025 年に必要な病床数が、H29 年の 47.5%から H30 年は 54.9% へ増加している。</li> <li>・医療・介護関係団体が連携を図る上での課題の抽出や解決のための協議の場である岡山県在宅医療推進協議会を開催し、「在宅医療の充実に向けた取組の進め方について」の協議を行い、今後の取組等について検討した。</li> <li>・「おかやま医療情報ネット」への報告率は、病院 100%、診療所 97.1%、歯科診療所 96.5%、助産所 90.3%となっている。</li> <li>【今後の方針】</li> <li>・地域医療構想調整会議において、公立・公的医療機関の具体的対応方針を再検証することにより、医療機能の分化・連携を協議する。また、民間医療機関についても引き続き協議を行い、医療機能の分化・連携を図る。</li> <li>・「おかやま医療情報ネット」の報告率の向上を図るため、積極的な周知を行う。</li> </ul>

【保健福祉部医療推進課】